

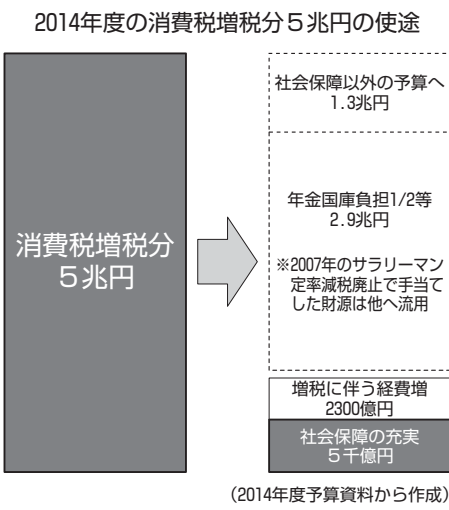
# 消費税増税を強行

## 「全額社会保障に回す」は偽り

多くの国民が消費税増税の撤回・延期を求めるなか、安倍政権は4月1日、消費税増税を8%に引き上げた。景気後退に伴う税収減や国民生活の悪化は避けられず、医療機関は新たな「損税」負担を強いられる。増税で「社会保障を充実させる」とした政府の公約は反故にされたままだ。

政府の試算では、消費税率の3%引き上げで生まれる財源は約5兆円。来年度の予算資料を読み解けば、「社会保障の充実」に使われるのは増収分のうち、わずか2200億円。地方分を合わせても5千億円にしかならない。しかも、大半は保

育分野への企業参入を促す中身となっている。5兆円の使途として最も多いのは、基礎年金の国庫負担割合を2分の1に引き上げるための予算だ。政府は約3兆円を充てること説明しているが、この予算は2007年のサラリーマンの定率減税



廃止分で手当とされているものであり、消費税の流用に他ならない。ほかに、増税に伴い増加する社会保障関係の経費に2300億円充てるとしている。増税分の大半が「社会保障の充

えらことになる。ただ、これらを合計しても1.3兆円が余る。財務省の説明では、「残余は後代への負担の付け回しの軽減に向けて」としている。あいまいな表

現で使途を限定しておらず、来年度予算で増額計上した公共事業や軍事費、大企業減税分に「空費」されることになる。「社会保障の充実」とは名ばかりの消費税増税

### 国会行動 医療・介護総合合法案で要請

#### 一括審議の撤回迫る

「医療・介護総合合法案の一括審議は撤回を」。協会・保団連は3月13日、安倍政権が国会での成立を目指す同法案の阻止、診療報酬改善などを求めて、役員・事務局12人が地元選出国会議員に要請した。

「保険でよい歯科」署名(775筆)を宮本岳志衆院議員(共産)に、同署名(91筆)や「原発ゼロ」署名など、会員か

ら寄せられた計5署名を山下芳生参院議員(同)にそれぞれ預けた。参院厚労委員会の小池晃議員(同)の質問を傍聴。医科での同一建物への訪問診療の点数引き下げについて、「医療機関の規制ではなく、患者紹介業への対策を講じるべき」と求めた。田村憲久厚労相は「患者が医療を受けられない状況になれば中医師にはかかると答

### 歯科金属アレルギーの診断・治療⑤

#### 高 永和 (生野区)

接触皮膚炎は、原因を特定できれば、その原因と接触しないようにすることで治療することが期待できる。

歯科金属アレルギーは、全身性接触皮膚炎である。よって、原因金属

を特定できれば、口腔内から原因金属を除去することで治療することが可能(↓歯科金属アレルギー確定過程)。

しかし、われわれ歯科医にとつての治療は、症状の改善を確認するだけ

では終わらない。

次に、口腔内で使用してもアレルギーを起こさない歯科材料を検索し、それにより口腔内を修復することが必要になる(↓使用可能材料検索過程)。

歯科金属アレルギー治療で最も重要なことは、歯科金属が原因かどうかを判定することである。

適切な治療を行いさえすれば、症状が改善すれば歯科金属アレルギーが確定し、症状が改善しなければ歯科金属アレルギーの可能性は少ないと診断できる。このように適切な診断ができれば、歯科金属アレルギーを過剰に心配したオーバートリートメントを行う必要はない。

## 日常の歯科臨床

140

## 使用可能材料を探る 症状改善すれば安全

症状の改善が確認できれば、修復処置のための使用材料を検索することになる。すべての歯科材料はアレルギーを起す

可能性がある。よって、各患者さんにとっての安全な材料を検索する必要がある。具体的には、アレルギー検査を参考にしながら、症状が改善した後、口腔内に使用予定材料を一定期間充填や仮着する。その後、症状の悪化がなければ安全な使用材料が確定する。つまり、アレルギーの症状が改善しなければ、安全な使用材料の検索はできないのである。

	誤	正
P 13 点数表・在宅	在宅患者緊急時等カンファレンス料 .....200	在宅患者緊急時等カンファレンス料 .....200 (注. 点数への網かけはない)
P 54 訪問歯科衛生指導料	<b>解説</b> 1. ...場合の患者への提供文書には...	<b>解説</b> ... 1. ...場合のカルテには...
P 84 歯冠修復・欠損補綴の通則20	イ 区分番号M000-2に掲げるクラウン・ブリッジ維持管理料の(7)により、「歯冠補綴物またはブリッジ」を保険医療機関において装着した場合において、外傷、腫瘍等(歯周疾患が原因である場合を除く。)によりやむを得ず隣在歯または隣在歯および当該ブリッジの支台歯を抜歯し、ブリッジを装着する場合	イ 区分番号M000-2に掲げるクラウン・ブリッジ維持管理料の(7)により、「歯冠補綴物またはブリッジ」を保険医療機関において装着した場合において、外傷、腫瘍等(歯周疾患が原因である場合を除く。)によりやむを得ず隣在歯または隣在歯および当該歯冠補綴物が装着された歯もしくは当該ブリッジが装着された支台歯を抜歯し、ブリッジを装着する場合
P 85 クラウン・ブリッジ維持管理料の通知(7)	(7)「注1」の「歯冠補綴物またはブリッジ」を保険医療機関において装着した日から起算して十年を経過した日以降2年を経過するまでの間に、外傷、腫瘍等(歯周疾患が原因である場合を除く。)によりやむを得ず隣在歯または隣在歯および当該ブリッジの支台歯を抜歯し=ブリッジを装着する場合は、あらかじめその理由書、模型、エックス線フィルムまたはその複製を地方厚生(支)局長に提出し=その判断を求めるものとする。また、添付模型の製作の費用は=基本診療料に含まれ=算定できないが、添付フィルムまたはその複製については	(7)「注1」の「歯冠補綴物またはブリッジ」を保険医療機関において装着した日から起算して十年を経過した日以降2年を経過するまでの間に、外傷、腫瘍等(歯周疾患が原因である場合を除く。)によりやむを得ず隣在歯または隣在歯および当該歯冠補綴物が装着された歯もしくは当該ブリッジが装着された支台歯を抜歯し=ブリッジを装着する場合は、あらかじめその理由書、模型、エックス線フィルムまたはその複製を地方厚生(支)局長に提出し=その判断を求めるものとする。また、添付模型の製作の費用は=基本診療料に含まれ=算定できないが、添付フィルムまたはその複製については

## 「2014年改定の要点と解説」 正誤表

2014年3月27日現在

	誤	正
P 86 クラウン・ブリッジ維持管理料の解説	改定前 • 補管算定から1年超2年以内 • 補管を算定した歯冠補綴物またはブリッジの隣在歯をやむを得ず抜歯 改定後 • 補管算定から2年以内 • ①補管を算定した歯冠補綴物またはブリッジの隣在歯をやむを得ず抜歯②補管を算定したブリッジの隣在歯およびそのブリッジの支台歯をやむを得ず抜歯※	改定前 • 補管算定から1年超2年以内 • 補管を算定した歯冠補綴物の隣在歯または補管を算定したブリッジの隣在歯をやむを得ず抜歯 改定後 • 補管算定から2年以内 • ①補管を算定した歯冠補綴物の隣在歯または補管を算定したブリッジの隣在歯をやむを得ず抜歯②補管を算定したブリッジの隣在歯およびそのブリッジの支台歯をやむを得ず抜歯③補管を算定した歯とその隣在歯をやむを得ず抜歯
P 109 改定事例8の2行目	また同日に同一建物内で	また同日に同一建物内で
P 146 特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの「第4 経過措置」等	表1 新たに施設基準が創設されたことにより平成2624年4月以降において当該点数を算定するに当たり届出の必要なもの(抜粋)	表1 新たに施設基準が創設されたことにより平成2624年4月以降において当該点数を算定するに当たり届出の必要なもの(抜粋) 在宅かかりつけ歯科診療所加算